



## 9 社会保険

共済保険、厚生年金保険、雇用保険

## 10 条件付採用

改正公務員法(令和2年4月1日施行)の規定に基づき、採用は条件付きとし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 11 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- (2) 任用の日に兵庫県姫路こども家庭センターに勤務可能な方
- (3) 次の地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を理由とするもの以外)
- (5) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

### 選考方法

申込書類及び面接による選考

(申込書類確認後、面接日程を調整。面接場所は当所)

## 12 合格発表

郵送・電話もしくは電子メールにて結果を通知します。

## 13 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合
  - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合
  - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
- (4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。